平成２６年（フ）第２１２号
山梨県笛吹市石和町山崎141番地６　深山ハイツ102
債務者　小林　美文
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
山梨県甲府市国母３丁目４番22号　ケアハウスファイン402、前住所千葉県夷隅郡御宿町岩和田598番地４
債務者　西野　一雄
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目87番地
債務者　西藤　紗織
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２２５号
愛知県小牧市久保一色南２丁目144番地１　エステートかど102号
債務者　宮川　千秋
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７号
三重県津市末広町29番８号　虹27号
債務者　河合美津男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２８号
三重県津市高茶屋小森町1671番地９
債務者　中条　滋量
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市白浜町丙484番地53ハーモニー三幸Ⅱ　209、申立時の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場853番地１　ハウスＵＯＥ１―101
債務者　冨士原正太
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市青山１丁目35番１―206号サリチェ青山、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町寺2391番地７
債務者　宮本　順一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１０号
兵庫県加古郡稲美町野寺984番地
債務者　村上　　弘
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２２号
兵庫県相生市赤坂２丁目７番２号中津アパート
債務者　安原　昌子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２８号
兵庫県加古川市平岡町新在家３丁目292番地の１　中田マンションⅡ―201号
債務者　米田　幸乃
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４００号
広島市南区青崎２丁目17番15号
債務者　秋枝　良彦（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５４号
広島市東区中山上２丁目８番３号
債務者　友永　広幸
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５５号
広島市東区中山上２丁目８番３号
債務者　友永久美子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７４号
広島市安佐南区八木６丁目21番１―10―206号
債務者　森下　清香
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９号
山口県下関市長府古城町７番22号
債務者　宮村商会めがねエムズこと　宮村　孝行
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係